

滋賀県立安土城考古博物館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県立安土城考古博物館について、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するとともに、使用料および利用料金を無料とする対象者を拡大するため、滋賀県立安土城考古博物館の設置および管理に関する条例（平成4年滋賀県条例第23号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 障害者の観覧のために介護を行う者（以下「介護者」という。）、高等学校もしくは中等教育学校の後期課程の生徒、18歳未満の者ならびに県内の幼稚園または保育所等の行事として観覧する乳児または幼児（以下「乳児等」という。）の引率者について、常設展示の使用料および利用料金を無料とする対象者に加えるとともに、介護者ならびに乳児等およびその引率者について、特別展示の使用料および利用料金を無料とする対象者に加えることとします。（第1条による改正後の別表関係）
- (2) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（第2条による改正後の別表関係）
- (3) この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとします。ただし、(1)は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとします。

滋賀県立安土城考古博物館の設置および管理に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧		新			
本則・付則 省略 別表（第6条、第12条関係）		本則・付則 省略 別表（第6条、第12条関係）			
1 常設展示		1 常設展示			
区分		区分			
個人	高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）もしくは大学の生徒もしくは学生またはこれらに準ずる者（以下「生徒等」という。）	円 1人1回につき 320	個人	大学の学生またはこれに準ずる者（以下「学生等」という。）	円 1人1回につき 320
	その他の者	同 540		その他の者	同 540
団体 (20人以上)	生徒等	同 260	団体	学生等	同 260
	その他の者	同 430		その他の者	同 430
2 省略		2 省略			
注1 65歳以上の者（県内に居住する者に限る。）、障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。）、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者および6歳以下の未就学者が常設展示を観覧する場		注1 65歳以上の者（県内に居住する者に限る。）、障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。）、障害者の観覧のために介護を行う者（以下「介護者」という。）、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者			

合は、これらの者については、無料とする。

2 県内の高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として常設展示を観覧する場合は、これらの者については、無料とする。

3 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として常設展示を観覧する場合は、これらの者の引率者については、無料とする。

4 障害者が特別展示を観覧する場合は、当該障害者については、無料とする。

5 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として特別展示を観覧する場合は、これらの者およびその引率者については、無料とする。

る者および18歳未満の者が常設展示を観覧する場合は、これらの者については、無料とする。

（削除）

2 県内の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校もしくは中等教育学校（以下「幼稚園等」という。）の児童もしくは生徒もしくはこれらに準ずる者または県内の保育所、認定こども園、家庭的保育事業所等もしくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項の規定による届出があった施設（以下「保育所等」という。）の乳児もしくは幼児が幼稚園等または保育所等の行事として常設展示を観覧する場合は、これらの者の引率者については、無料とする。

3 障害者および介護者が特別展示を観覧する場合は、これらの者については、無料とする。

4 県内の幼稚園等の児童もしくは生徒もしくはこれらに準ずる者または県内の保育所等の乳児もしくは幼児が幼稚園等または保育所等の行事として特別展示を観覧する場合は、これらの者およびその引率者については、無料とする。

滋賀県立安土城考古博物館の設置および管理に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧		新			
本則・付則 省略		本則・付則 省略			
別表（第6条、第12条関係）		別表（第6条、第12条関係）			
1 常設展示		1 常設展示			
区分		区分			
個人	大学の学生またはこれに準ずる者 (以下「学生等」という。)	円 1人1回につき 320	個人 大学の学生またはこれに準ずる者 (以下「学生等」という。)	円 1人1回につき 360	
	その他の者	同 540	その他の者	同 600	
団体 (20 人以上)	学生等	同 260	団体 (20 人以上)	学生等	同 290
	その他の者	同 430	その他の者	同 480	
2 省略		2 省略			
注 省略		注 省略			